

寒河江市建築物耐震改修促進計画の改定概要【R3.3.22改定】

1 これまでの経過

- ① 平成19年 1月 山形県建築物耐震改修促進計画策定
- ② 平成20年 12月 寒河江市建築物耐震改修促進計画策定
- ③ 平成25年 11月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正
- ④ 平成26年 5月 山形県建築物耐震改修促進計画第一次改定
- ⑤ 平成26年 6月 寒河江市地域防災計画全面改定
- ⑥ 平成28年 2月 山形県建築物耐震改修促進計画第二次改定
- ⑦ 平成28年 3月 寒河江市建築物耐震改修促進計画改定
- ⑧ 令和3年 3月 山形県建築物耐震改修促進計画改定予定
- ⑨ 令和3年 3月 寒河江市建築物耐震改修促進計画改定

2 改定理由

市の計画期間が平成32年度までであり、県の計画も年度末に改訂の予定であるため、併せて改定を行うものである。

3 主な改定内容

- ・ 計画期間（令和3年度から令和12年度までの10年間）
- ・ 耐震化現状値の更新（目標値の変更無・95%のまま）
 (H25) 79.6% → (H30) 86.0% (参考値(H15):70.1%)
 ※平成30年住宅・土地統計調査結果により算出
- ・ 危険ブロック塀除去事業を防災・安全交付金基幹事業の対象とできるよう、対象避難路を明記（令和4年度から）
- ・ その他文言の整理等